

令和8年3月2日発表資料

発表事項	市職員の懲戒処分について
担当課	総務課行政グループ 代表099-472-1111
内 容	<p>次のとおり市職員の懲戒処分を行いました。</p> <p>1 所 属 曾於南部厚生事務組合</p> <p>2 職 名 係長</p> <p>3 年 齢 54歳</p> <p>4 性 別 男 性</p> <p>5 処分内容 停職3か月</p> <p>6 処分年月日 令和8年2月20日</p> <p>7 処分に至った概要</p> <p>同組合が所有する車両を令和7年2月頃に印鑑証明書を無断で作成し勝手に処分、また同年11月頃に偽造した私文書を無断で作成した上に代表者の印を勝手に押印し第三者へ送付していたことが判明したため、地方公務員法の規定に基づき上記の者の処分を行った。</p> <p>なお、上司については、管理監督者としての道義的責任があると判断し文書訓告とした。</p>
資 料	—
取材案内	—